資料２

しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会

第１回資料

令和７年６月11日（水）

子ども若者部子どもの育ち学び支援課

本推進協議会でご議論いただく事項、今後の予定について

（１）本推進協議会の設置目的

〇近年、様々な理由により、不登校児童生徒の数は増加の一途を辿っており、令和５年度は過去最高の数値となった。
〇子どもの状態に応じ、教育と福祉の観点から、教育施策と子ども施策に取り組む関係機関がチームで支援する必要がある。

　すべての子どもが、子ども自身の意思が尊重され、安心して成長できる居場所と、多様な学びの機会、社会的な自立に必要な機会が確保されるよう
「しがの学びと居場所の保障プラン」施策の充実・強化に向けて議論いただく。

（２）今後のスケジュール

〇年４回程度開催

第１回	６月11日（水）	（令和６年度不登校支援事業の実績、令和７年度不登校支援事業）
第２回	８月	（校内外教育支援センター等の機能強化、幼保小連携について　等）
第３回	10月	（高校生の不登校支援について、学びの多様化学校について　）
第４回	12月	（適切なアセスメント手法について　等）

令和６年度　滋賀県の不登校支援事業の全体像

新：令和６年度新規事業

登校できる　登校できない

外出できる　外出できない

〈子どもの状態〉

登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる（身体症状を訴える場合も）	外出は比較的自由にできる（定期的に通う場所（習い事など）がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も）	外に出ない（家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば、自室から出ない場合も）
学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要

〈対応する支援策の方向性〉

①教育と福祉との連携による、本人や保護者への相談・支援体制の充実
- 新 (ア)こころのサポートしが（LINE相談）事業
- (イ)「心の健康観察」の導入推進事業 ☆
- (ウ)「届ける家庭教育支援」地域活性化事業

②SC,SSWの配置をはじめとする、チーム学校による支援体制の強化
- (エ)SC,SSW等の配置促進

③校内の教育支援体制の強化
- (オ)校内教育支援センターの設置促進（市町事業）
- 新 (カ)SSR（スペシャルサポートルーム）教員加配
- (キ)校内教育支援センターの多様な支援体制の強化（学習指導員配置支援）

④教育支援センターの機能強化
- 新 (ク)地域の総合的拠点機能形成（コーディネーターの配置）☆
- (ケ)教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進（市町事業）

⑤多様な学びの場・居場所の確保
- 新 (コ)民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業
- (サ)子どもの居場所づくり支援体制強化事業
- (シ)子ども・若者の居場所づくり支援検証事業

⑥自立支援につなぐアウトリーチ強化
- 新 (ス)地域の総合的拠点機能形成（支援のない不登校児童生徒の実態調査）☆

⑦オンライン学習等の支援
- (セ)地域の総合的拠点機能形成（メタバース利活用）☆

⑧安心して学べる学校づくり、多様な学びの場居場所等と学校との連携強化
- 新 (ソ)地域の総合的拠点機能形成（多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託）☆

⑨学びの多様化学校等の検討
- 新 (タ)（仮称）しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置

☆・・・国庫全額負担事業（不登校対策COCOLOプラン関連事業）

「しがの学びと居場所の保障プラン」より

しがの学びと居場所の保障プラン
関連事業の令和６年度実績

（ア）こころのサポートしが（LINE相談）事業

・子ども・若者を対象とした相談時間を夏休み期間のうち２週間について拡大し相談体制を拡充。SNS（TikTok)を活用した広告を実施。
・相談件数は減少傾向だが、相談のタイミングの重複により相談対応できなかった人数は増加傾向。
・令和７年６月１日から、相談時間を16時から24時に拡大、相談員を増員（３名から４名）し、相談体制の充実を図る。
・SNS（TikTok)を活用した広告を引き続き実施。令和７年度もSNS等を活用し、定期的に情報発信を行う。

図１　Ｒ６年度 相談件数（小中高生）

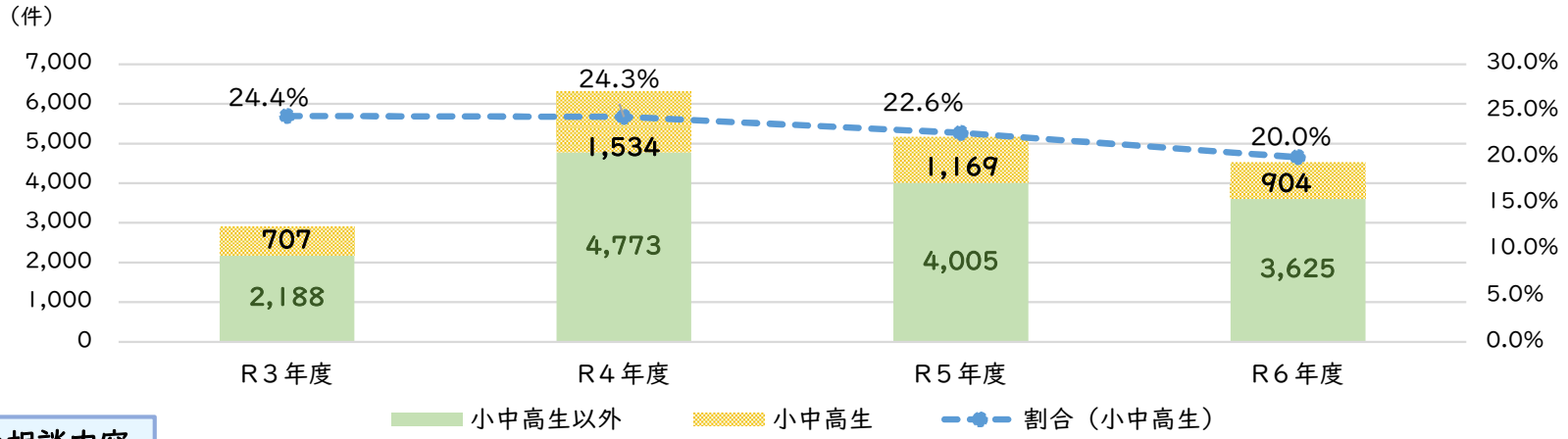

図２　Ｒ６年度 主な相談内容

小学生

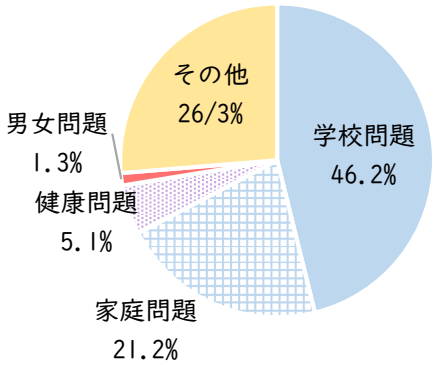

【主な相談内容】（小学生）
・学友との人間関係　47件（30.1%）
・親子関係　17件（10.9%）
・その他家族関係　11件（ 7.1%）
・いじめ　10件（ 6.4%）
・その他健康問題　8件（ 5.1%）

中学生

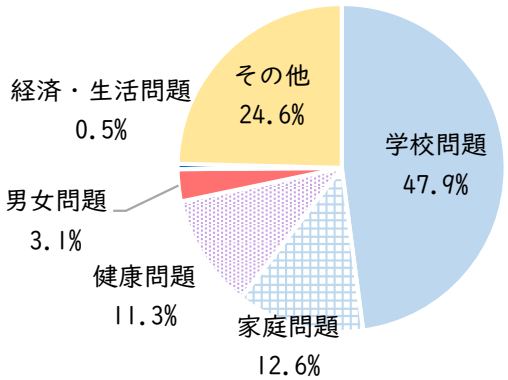

【主な相談内容】（中学生）
・本人の性格　28件（ 7.3%）
・親子関係　27件（ 7.1%）
・その他家族関係　8件（ 2.1%）
・被虐待　8件（ 2.1%）
・性別・性自認・性的指向　８件（ 2.1%）

高校生

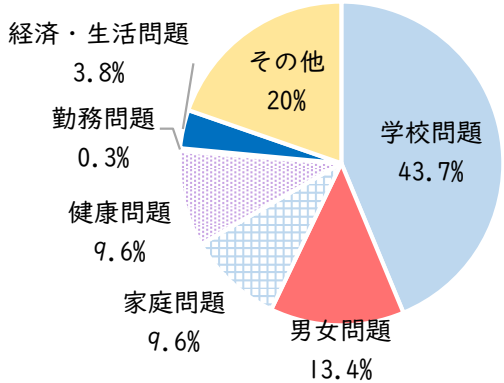

【主な相談内容】（高校生）
・学友との人間関係　42件（11.5%）
・教師との人間関係　34件（ 9.3%）
・その他学校問題　33件（ 9.0%）
・本人の性格　27件（ 7.4%）
・部活動　26件（ 7.1%）

（イ）「心の健康観察」導入推進事業

・本システムの導入により、児童生徒を心身の状態を把握しやすくなったと考えられる。また、早期発見・早期対応したことにより不登校児童生徒をわずかではあるが減らすことができた。
・本システムの導入を進めるため「導入の手引き」を作成し、市町に周知した。
・今後は、教員も使いやすいシステムの構築が求められている。

【実施状況】
〇実施学校
・市町：４市の公立小中学校
・県立学校：県立中学校３校（県立守山中学校、河瀬中学校、水口中学校）、膳所高校

〇事業運営協議会（２回）
　事業計画の検討や取組の進捗管理、効果検証およびモデル校・モデル市町教育委員会への指導助言等を行うため、学識経験者、公立学校長、公立学校養護教諭、市町教育委員会事務局職員、県教育委員会事務局職員を構成員とする事業運営協議会を設置。
・第１回　令和６年８月28日（事業説明、取組状況についての報告、意見交換）
・第２回　令和６年12月25日（取組状況について報告、有識者より助言、意見交換）

〇「心の健康観察導入の手引き」を作成し、市町教育委員会に周知。

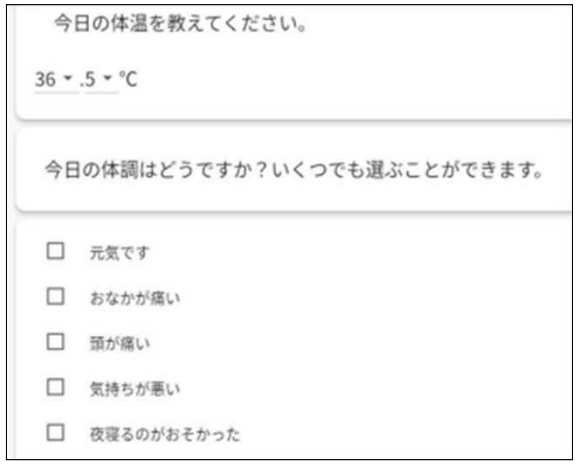

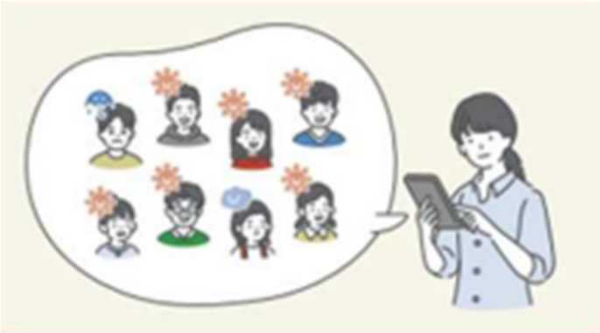

（参考）心の健康観察イメージ

（ウ）「届ける家庭教育支援」地域活性化事業

・基礎研修では、学校関係者、行政関係者、地域関係者に幅広く参加いただき、本県の家庭教育支援のつながりをつくる機会を提供できた。
・今後は、支援員として活躍中の方、支援員に関心のある方を対象に、家庭教育ファシリテーター養成講座による人材養成を目指す。
・また、SSWSV等が家庭教育支援アドバイザーとして市町を訪問し、より手厚い指導・支援を目指す。

【実施状況】
　家庭教育支援活動の更なる充実を図るため、家庭教育支援活動に取り組む関係者等（学校、行政、地域関係者）を対象とした基礎研修を年３回開催。

〇第１回　令和６年６月20日
・参加者　68名
・講演　「今なぜ、家庭教育支援？～つながることの大切さ～」
・講師　湯浅町教育委員会スクールソーシャルワーカー 上田さとみ氏

〇第２回　令和６年９月12日
・参加者　56名
・講演　「配慮を要する家庭への寄り添いと支援～つながりの大切さへ～」
・講師　一般社団法人ボランティアセンター支援機構おおさか代表理事 新崎 国広氏

〇第３回　令和７年１月23日
・参加者　48名
・実践事例発表「効果的な事例展展開～竜王町の取組～」
・発表者　竜王町教育委員会事務局 田邊 正俊氏、岨中 庸子氏、竜王町家庭教育支援員　鎌田　とみ子氏

（参考）「届ける家庭教育支援」地域活性化事業イメージ図

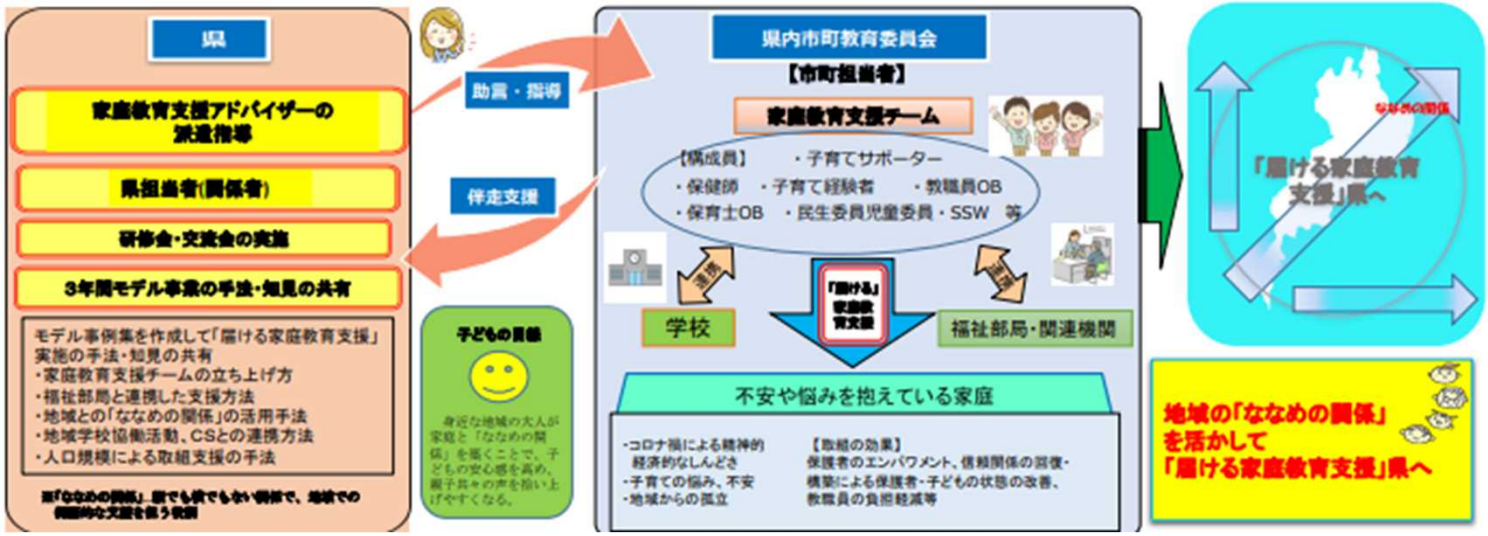

（エ）SC,SSW等配置促進

・スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒1,226名うち、775名（63.2%）（対前年比+3.3%）の状況が好転。
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談希望件数の増加に対応できるよう、職能団体と連携し、人材の確保および育成を目指す。

図3 SC,SSW配置時間数推移

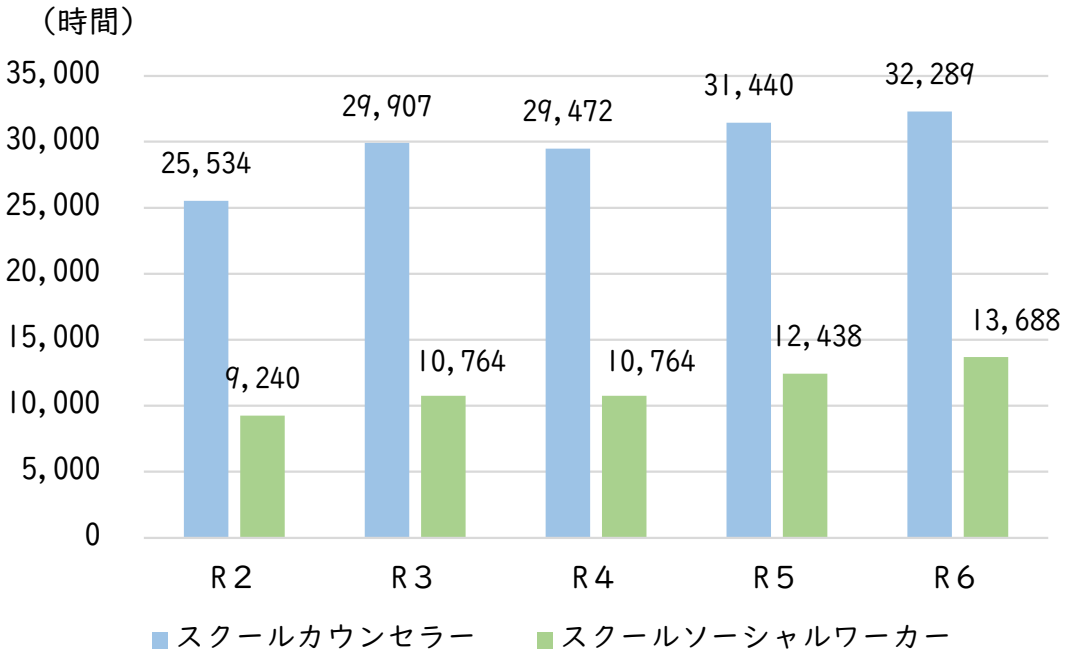

◆R６年度 スクールカウンセラー活用状況
・配置　105名を配置（対前年比 ＋４名）
　小学校35校、中学校全96校
　義務教育学校全２校、県立高等学校全46校、
　特別支援学校５校
・相談　児童生徒･保護者から 14,933件（対前年比 +826件）
　教職員から 24,526件（対前年比 ＋744件）
　校内研修　1,015回実施（対前年比 ＋132回）

◆R６年度 スクールソーシャルワーカー活用状況
・支援学校数　202校（対前年比　-7校）
・支援児童生徒数 2,277人（対前年比 +318人）
※SSWが対応した不登校のケース1,277件のうち、482件（37.3%）の状況が好転

（オ）校内教育支援センターの設置促進・（カ）SSR（スペシャルサポートルーム）教員加配

・６市町に対し国から補助金が交付され、校内教育支援センターの設置が促進された。
・小中学校ともに利用者数は増加しており、未設置の学校において引き続き設置促進を目指したいが、利用者数および設置率に人的配置が不足しているのが課題。

図4 校内教育支援センター利用者数（平均）

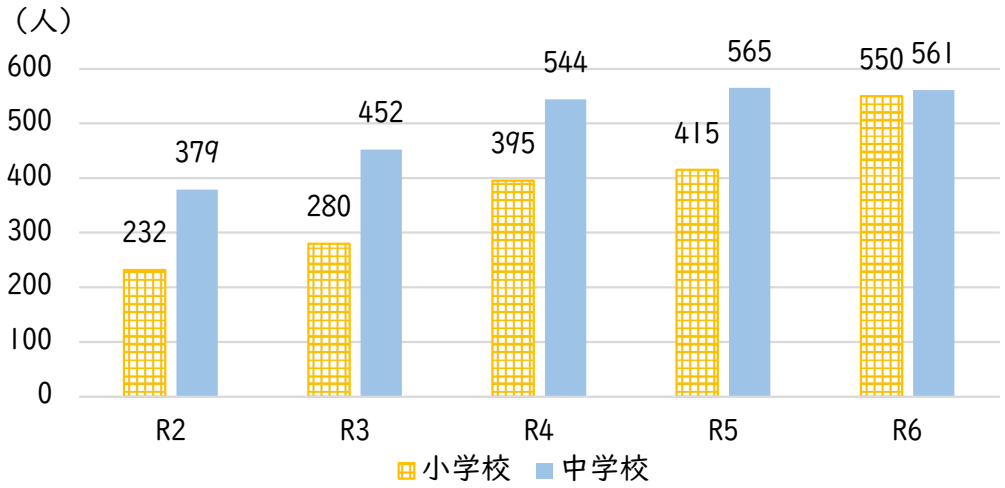

◆校内教育支援センター設置率（R7年４月現在）
・小学校：154校（70.0%）
・中学校： 83校（87.4%）

◆校内教育支援センター専任教員配置校数
Ｒ４年度　小学校５校　中学校10校
Ｒ５年度　小学校７校　中学校13校
Ｒ６年度　小学校10校　中学校13校
Ｒ７年度　小学校13校　中学校13校

（参考）校内教育支援センターイメージ

（キ）校内教育支援センターの多様な支援体制の強化（学習指導員配置支援）

・校内教育支援センターの学習指導員配置に向けて支援を実施。
・未設置の学校において引き続き設置を支援する。

【実施状況】
11市町（小学校 ６校　中学校 13校）において、学習指導員（校内教育支援センターにおいて子どものサポートをする人材）を配置。

（ク）地域の総合的拠点機能形成（コーディネーターの配置）

・滋賀県心の教育相談センターにコーディネーターを配置することで、各市町教育支援センター等の関係機関と連携し、子どもの状態に応じて、切れ目ない支援を確保するための拠点となる取組を展開できた。
・今後は、各市町教育支援センターが総合的な拠点となるよう、各市町教育委員会や学校へ本事業に関する取組をモデルとして周知する必要がある。

【実施状況】
令和６年６月よりコーディネーターを配置し、学校訪問やメタバース運用に係る業務、各市町、医療関係等関係機関との連携を強化。

〇市町、医療関係機関との連携強化
・市町教育支援センターを訪問し、支援状況をヒアリング。
・精神保健福祉センターと連携会議を開催。

〇保護者会の開催
・第１回（メタバース）　令和６年８月22日　参加者　３名
・第２回（Zoom）　令和６年12月11日　参加者　３名

〇研修会
・開催日　令和６年10月23日
・目的　発達障害、精神医学の知識の理解を深め、指導・支援につなげるため
・対象　学校および教育機関担当者
・参加者　会場 60名　オンライン 241名

（ケ）教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進

・ICT環境を整備することにより、児童生徒等の在籍校における出席扱いや成績反映に向けた連携を推進することができた。

◆市町教育支援センターオンライン活用状況（令和６年度）

〇学びのためのオンライン活用をしている　３自治体
〇希望により活用している　６自治体
〇活用可能だが対人優先　５自治体
〇活用していない　５自治体
〇Wi-fi環境が未整備（重複あり）　５自治体

（参考）ICT活用イメージ

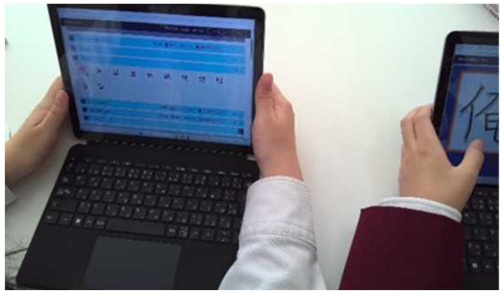

（コ）民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業

・アンケート調査の途中経過段階の状況を踏まえ、「しがの学びと居場所の保障プラン」の改定への反映、県内の不登校支援団体・機関や相談窓口等の情報を保護者へ提供。
・令和７年度事業検討資料としても活用し、民間施設利用者支援事業費補助金、保護者交流会・相談会、校内教育支援センター支援員配置事業、SSW活用事業等の予算化が実現。

【実施状況】
令和６年７月１日よりフリースクール等民間施設を利用する子ども・保護者およびフリースクール等民間施設へアンケート等を実施。
（１）児童生徒・保護者へのアンケート調査
【調査協力登録数】　165名　【回答率】保護者 97.6%　子ども　82.4%
（２）フリースクール等民間施設へのアンケート調査
【調査依頼施設数】　69施設　【回答率】59.4%
（３）フリースクール等民間施設へのヒアリング調査
【対応施設数】　39施設

（サ）子どもの居場所づくり支援体制強化事業

・地域における子どもの居場所を新たに開設できたとともに、既存の居場所に新たな機能を付加することで課題解決に導くことができた。
・切れ目ない支援に向け、居場所同士のつながり、子どもと居場所のつながり、居場所の多機能化に引き続き取り組む。

【実施状況】
滋賀県社会福祉協議会、たんぽぽに事業推進員を配置し実施。
（１）滋賀県社会福祉協議会
・研修会（１回）、関係者交流会（２回）を開催し支援者等の伴走支援に取り組んだ。（計165名参加（研修会 65名、交流会43名））
・推進委員会（フリースペース実施団体、市町社協、SSW、行政の推進委員）において、フリースペースの拡大に向けて検討を進めた。
・市町へのヒアリングを実施し、居場所の新規開設に向けた課題等を把握。
・４市７箇所へ居場所等の立ちあげ支援をし、子どもの居場所を開拓。

（２）たんぽぽ
・既存の居場所の多機能化にた取組を行い、５市14箇所の多機能化を実現。
・居場所の多機能化による不登校支援として、学童の空きスペースを教育支援ルームの機能を付加し、学童へアウトリーチ支援を実施。
・子どもの登校リズムを維持し、安心できる居場所ができたことにより登校につながったケースもある。
・支援者養成のための研修・相談会を開催し、居場所の多機能化への理解促進、地域の実情に応じた居場所事業の展開に向けて検討進めた。（県内７会場　198名参加）

（シ）子ども・若者の居場所づくり支援検証事業

・子ども一人ひとりに寄り添う、自己肯定感を育む言葉かけ、子ども自身の自己選択の機会を尊重する等子どもが安心できる居場所づくりに向けた知見を検証することができた。
・今回の事業で得られた知見を活かし、地域、団体等との連携を強化し、より多くの子どもが気軽に参加できる場を提供していく。

【実施状況】
（１）居場所活動（全25回　計17名参加）
　７月（２回）昼食作り、室内遊　　８月（３回）ピクニック、水上スポーツ体験　９月（１回）カレー作り・室内遊
　10月（４回）絵画ワークショップ、オープンダイヤローグ　11月（２回）買い物体験、食育体験
　12月（３回）食育体験、クリスマスパーティー　１月（３回）買い物体験、職業体験　２月（３回）買い物体験、交流会　等

（２）交流等の場（全６回　計119名参加）
　８月 水上スポーツ体験BIGSUP（12名参加）
　10月 ヨガ体験（28名参加）
　11月 移動図書館乗車利用体験(15名参加）、おにぎりとしじみ汁ワークショップ（41名参加）
　12月 大津絵を描くワークショップ（19名参加）
　１月 体力づくりワークショップ（16名参加）

（ス）地域の総合的拠点機能形成（支援のない不登校児童生徒の実態調査）

・本調査により1,190人の状況を把握し、うち879人（73.9%)の子どもを専門的な相談・指導につなげることができた。
・専門的な相談・指導につなげることができなかったが、教職員とつなげることができたのは220人（18.5%）。
・本人にはつながれていないが、保護者とはつなぐことができたのは73人（6.1%）。
・引き続き、SSW等を活用したアウトリーチ支援の推進を目指す。

【実施状況】
〇養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等による支援につながっていない児童生徒の状況を把握するための調査を実施。
〇実施期間　令和６年９月～10月
〇調査により状況を把握できた人数　1,190人
〇専門的な相談・指導を受けることができた人数　879人(73.9%)
〇専門的な相談・指導を受けられなかったが、教員とつながることができた人数　220人（18.5%）
〇本人にはつながっていないが保護者とはつながることができた人数　73人（6.1%）

（セ）メタバース利活用による効果検証

・参加希望者20人のうち、小中学生14人が参加。（高校生の参加はなかった）
・チャット等でつながりを感じた児童生徒が最も多く、「たくさん友達ができたようで楽しかった」、「機会があれば参加したい」等、肯定的な感想が多かった。
・令和７年度は、オンライン会議ツールを活用し、人とのつながりを感じ、コミュニティへの所属感や自己肯定感を得ることができる支援の可能性について検討を進める。

◆児童生徒向け運用
〇対　　象　県立学校に在籍または市町小中学校に在籍する不登校児童生徒
〇運用期間　県　立：令和６年９月24日から10月11日（９日間）
　　市町立：令和６年10月16日から10月18日（９日間）
〇内　　容
・自主学習用オンライン教材の提供
・クイズやゲーム大会等の体験活動を通じて参加者同士、参加者とスタッフが交流するイベント等
・相談窓口、医療機関・福祉機関、進路に関する情報提供
・会話やチャットによる参加者同士の交流
〇参加者　小中学生14名（小学生２名、中学生12名）　（うち７名が２日以上参加）

◆保護者の会
〇対　　象　行き渋り、不登校の子どもを持つ保護者
〇開催日　　令和６年８月22日
〇概　　要　心の教育相談センターカウンセラーからの講話
　　保護者同士の交流等

（ソ）地域の総合的機能形成（多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託）

・本リーフレットによる情報提供により、保護者が悩み等を抱えることなく支援機関等につながり、子どもが安心して学び育つことができる一助とすることができた。
・情報を求めている保護者に必要な情報が届くように、様々な機会や関係機関を通じて周知していく必要がある。

【掲載情報】
１．民間施設（80施設）
① フリースクール
　不登校の状態にある子どもに対する相談・指導を主たる目的として、不登校の状態にある子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設

② 居場所
　不登校の状態にある子どもなどを受け入れて、自由に過ごせる多目的な場の提供を行っている民間の施設等

③ 親の会
　不登校の状態にある子どもを持つ保護者等が、悩みを共有するなど情報交換・交流ができる場所や活動を提供する団体

④ その他団体
　①～③とは異なるが、特色ある教育を行う施設・団体等、不登校の状態にある子どもを受け入れる施設・団体

２．県内の公的支援機関（教育支援センター、滋賀県心の教育相談センター、子ども・若者総合相談窓口）

３．子どもの状態に応じた保護者の接し方

（タ）しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置

・幅広い視点で不登校支援の拡充、課題解決に向けて多くの意見を聴取し、「しがの学びと居場所の保障プラン」の改定、新たな支援策の検討等に活かすことができた。
・今年度も４回開催し、子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいく。

【実施状況】
〇第１回　令和６年６月７日　議題 子どもの学びの保障・居場所の確保に関する課題等
〇第２回　令和６年９月10日　議題「しがの学びと居場所の保障プラン」に係る事業の進捗状況等
〇第３回　令和６年11月11日　議題「しがの学びと居場所の保障プラン」の改定骨子案について
〇第４回　令和６年12月26日　議題「しがの学びと居場所の保障プラン」の改定について

課 題

○ 誰もが安心して学べる学校づくり

　　アセスメント力の強化、教職員・専門職の資質向上と人員の充実　等

○ 学校内外での子ども一人一人に寄り添った学びの機会と居場所づくりの推進

○ 適切なアセスメントの実施による個別最適な支援

○ 保護者への支援の拡充

○ 専門家等の相談・指導を受けていない子どもへの支援

「しがの学びと居場所の保障プラン」
令和７年度関連事業

令和7年度　不登校支援全体像

〈子どもの状態と対応の方向〉

登校できる		登校できない	
外出できる		外出できる	外出できない
安心して楽しく過ごせている	学校に行きづらい（行き渋り➡休み出す➡欠席が多くなる・身体症状が出る） 登校できるが、教室に入りづらい	学校に行けない（定期的に通う場所（習い事など）がある場合、そうした場所はないが外出可能な場合も）	支援につながっていない（家の中で落ち着いて生活できる場合もあれば自室から出ない場合も）

子どもの状態の把握・必要に応じたアセスメント

誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	初期段階での早期対応 校内教育支援センター等 一人ひとりに合った対応	校外教育支援センターでの対応 民間施設での受け入れ（福祉や医療等、関係機関と連携した支援）	きめ細かなアセスメント等に基づくアウトリーチ

※人数は「R５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省）」に基づく参考値。重複利用があるため個々の合算は合計値を超える。

〈不登校状態の子ども〉

年間30日以上欠席

不登校児童生徒数　合計　5,131人

専門的な相談・指導等　受けている 3,219人

専門的な相談・指導等につなげていく

受けていない 1,912人

学校
【小・中・義務教育学校・高等学校】

養護教諭・SC,医療・福祉関係等　約2,500人（学校内約70% 学校外約30%）

校内教育支援センター　小中学校 約980人

市町教育支援センター 416人

R5年度市町月例報告平均利用者数※不登校状態でない子どもも含む

連携・協働

フリースクール等民間施設　275人

在宅等（専門的な相談・指導等を受けていない子ども）1,912人

支援につながっていない子どもをゼロにする

〈主な具体的支援策〉

滋賀の教育大綱に基づく各事業（教育委員会）

（県・市町連携）学習・相談支援を行う支援員の配置等による校内教育支援センターの機能強化

（県・市町連携）支援員の配置充実等

（県・市町連携）フリースクール等民間施設利用者支援

（県・市町連携）ＳＳＷ活用事業（アウトリーチ支援等関係）

（県・市町連携）SC,SSW、校内教育支援センター加配教員の配置拡充による相談支援、アウトリーチ、アセスメントなど子どもへの支援の充実

（県・市町）一人一台端末を活用した心の健康観察

（県）オンラインを活用した不登校支援事業

（県）保護者支援（保護者交流会・相談会）、医療との連携（医療的知識研修）、包括的で切れ目ない支援事業

※県ではこれらに加え、子どもの居場所づくりやしがの学びの保障・居場所の確保推進協議会を通じて多様な学びの場や居場所づくり活動を支援

しがの学びと居場所の保障プラン　令和7年度関連事業

〈子どもの状態と対応の方向〉

登校できる		登校できない	
外出できる		外出できる	外出できない
安心して楽しく過ごせている	学校に行きづらい（行き渋り➡休み出す➡欠席が多くなる・身体症状が出る） 登校できるが、教室に入りづらい	学校に行けない（定期的に通う場所（習い事など）がある場合、そうした場所はないが外出可能な場合も）	支援につながっていない（家の中で落ち着いて生活できる場合もあれば自室から出ない場合も）

子どもの状態の把握・必要に応じたアセスメント

誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	初期段階での早期対応 校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応	校外教育支援センターでの対応 民間施設での受け入れ（福祉や医療等、関係機関と連携した支援）	きめ細かなアセスメント等に基づくアウトリーチ

学校内外共通

- 心の教育相談センター事業
- SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業
- 「届ける家庭支援教育」地域活性化事業
- 新 不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会
- 新 医師から学ぶ医療的知識研修
- 新 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業
- スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）活用事業
- スクールカウンセラー（ＳＣ）活用事業

学校内

- 新 １人１台端末を活用した「心の健康観察」推進事業
- 校内教育支援センター支援員の配置事業
- 別途　教員・養護教諭の配置充実
- 新 オンラインを活用した不登校支援事業

学校外

- 子どもの居場所づくり支援体制強化事業
- 新 フリースクール等民間施設利用者支援事業費補助金
- 新 ＳＳＷ活用事業（アウトリーチ支援等関係）

この他に関係事業として、「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」、「多様な学びの場・居場所等情報提供事業」がある。

上記のほか、「誰もが安心して学ぶことができる学校づくり」に向け、滋賀の教育大綱に基づく各種事業を実施。